

陸羯南における国民主義の制度構想（四）

山本隆基*

目次

- (1) はじめに—国民主義・適中主義と制度構想—
- (2) 前史—明治維新の課題と現実
 - ① 明治維新と国民主義
 - ② 官僚制発展の光と陰
 - ③ 国民勢力の台頭（以上、本誌第48巻第3・4号）
- (3) 第二維新と国民主義の制度構想
 - ① 中間考察—国民主義の国家観—
 - (i) 積極国家 (ii) 積極政策 (iii) 行政国家
 - (iv) 権力分立
 - ② 官僚制と議会
 - (i) 官僚制と議会の分立 (ii) 予算案修正問題に関して
 - (iii) 政府・自由党接近問題に関して
 - (iv) 初期議会観（以上、本誌第49巻第1号）
 - ③ 議会と政党
 - (i) 議会と政党 (ii) 大同団結運動
 - (iii) 初期議会前の自由党と立憲改進黨
 - (iv) 初期議会期の自由党と立憲改進黨
 - (v) 政党構想—政策政党の政策連合（以上、本誌第49巻第2号）
 - ④ 議会と選挙
 - (i) 国民主義と選挙
 - (ii) 直接・制限選挙と自由選挙

* 福岡大学法学部教授

- (iii) 衆議院議員選挙評
- (iv) 議会・政党・選挙（以上，本号）
- ⑤ 中間団体（その1）－地方団体（以下，仮題）
 - (i) 国民主義と地方自治
 - (ii) 市町村制と府県制
 - (iii) 地方団体と政党
 - (iv) 行政裁判所
- ⑥ 中間団体（その2）－社会団体
 - (i) 国民主義と社会団体
 - (ii) 社会団体と政党
 - (iii) 社会団体と官僚制
 - (iv) 中間団体と国民主義
- ⑦ 責任内閣・超然内閣・政党内閣
 - (i) 国民主義と責任内閣
 - (ii) 藩閥内閣
 - (iii) 政党内閣
 - (iv) 制度構想における内閣制度の位置
- (4) 第二維新と国民的天皇政
 - (i) 制度構想の課題と現実
 - (ii) 天皇観の諸相
 - (iii) 国民的天皇政
 - (iv) 制度構想と国民的天皇政
- (5) 結び－制度構想と国民主義・適中主義

(3) 第二維新と国民主義の制度構想

④ 議会と選挙

(i) 国民主義と選挙

既述のように、羯南は明治20年代初頭の第二維新の根本課題は、明治維新を引き継いで、19世紀の「文明の政道」たる国民主義、つまり国民の政治的統一と独立を確保することであると考えた。国民の統一を成就するためには、

「文明の政道」の二要素たる「国家威力の統一」と「各人能力の啓発」の両面が並行裏に発展・調和することが肝要である。羯南は明治維新以降の官僚制度の形成・発展を、前者の実現に資するものとして容認すると共に、他方で、後者が等閑にされて来たために、前者の逆機能が生まれ、国民の統一が阻害されていると認識する。彼はこの状態を是正するために、政府・官僚制と新設の議会との間に権力の分立・分任・調和の関係を築いていくことが第二維新の中心課題であると高調した。そして新設議会がその任に堪え得る為に、議会の原動力となる政党と選挙が十全の機能を果たすことが要求された。政党については前項で取り扱ったので、引き続き本項では選挙の問題について考察してみたい。

羯南は議会が政府・官僚制との間に分立・分任・調和の関係を築く為に、十全な選挙制度が必須条件であることを、次のように述べている。

「議院の組織中に於て最も緊要の部分を開はば、人皆異口同音に撰挙法なりと答ふべし。斯に知る、撰挙法なるものは立憲制度を建設する第一級の基礎にして、斯の基礎の堅固なると堅固ならざるとは、実に議院政治の利弊如何に關すること大なることを。」（西田長寿・植手通有編『陸羯南全集・第1巻』みすず書房、359頁、以下、1-359と略記する）

選挙制度は議会の構成員を選出・決定するものであるから、「立憲代議政の第一要件」（2-605）である。選挙制度が機能しない時、議会制度は有名無実となり権力分立体制の実現は不可能となる。

羯南は既述の「明治維新の課題と現実」で述べたように、論説、「近時憲法考」の中で、その歴史的次第を縷々、説明した。例えば、政府・官僚制と議会との間の権力分立の構想が、「御誓約」や「政体令」の中で提起されたものの、実際には、陽の目を見ることは叶わなかった。羯南は「公権利の担保にして確固ならざれば、政権力の分割も其効驗甚だ薄く、其存立甚だ危きものなり」と指摘している（1-11）。国民の参政権が制度化されなかったために、両文書

の権力分立論は、「砂塵堆上に建設したる美屋」(1-11)に止まったと見たのである。そして憲法発布に際して、「憲法とは即ち人民参政の精神を顕表するの法文」(1-3)であると述べ、その主旨を次のように敷衍している。

「近世憲法の大要は公権利の担保と政権力の分割とに外ならず。而して権力(パワー)の分割は権利(ライト)担保の為に起こるものなれども、権利の担保は権力分割の制を維持するに最も必要なり。公権利の担保にして確固ならざれば、政権力の分割も其効験甚だ薄く、且其存立甚だ危きものなり。」(1-11)

ところで、羯南は日本国民の統一と独立、政府・官僚制と議会の分立体制の為にこそ、選挙制度が必要であると考えている。従って、選挙万能論的な見地は排除されることになる点に注目する必要がある。その点を、先ず第一には、彼の輿論論に窺うことが出来る。選挙は輿論の制度化を目指したものである。羯南は議会と輿論の密接な関わりを次のように説明する。

「立憲政体は一人一族の力を以て之を維持すべきに非ず、必ずや衆力を以て之を維持せざるべからず。故に此政体の成立するとせざるとは、則ち公衆の政治思想の進歩如何に在り。」(2-605)

しかし、羯南は輿論中心の輿論政治を勧めているわけではない。彼は輿論の意義と守備範囲を説いているのである。彼は輿論の力に最も大きな期待を懐いた明治22年の大隈条約改正反対運動の時期に、次のように述べている。

「輿論の勢力ある時代来れり。輿論の責任ある区域を明かにすること必要なり。・・・若し輿論の勢力能く当局者を動すを見て、直ちに輿論に責るに政略の方針を示せ、今後の経綸を語れと責る者あらば、是れ輿論の責任外なる当局者の責任をも併せて輿論に望むものなり。・・・輿論は監督の責にして施行の責は当局者なればなり。」(2-285～286)「輿論の声は批評の声なり、検査の声なり、決して統治の声にあらず。輿論なる者は敢為の力にあらず、又た創成の力にあらず。・・・輿論は只だ『然り』又は『否な』の二声を発するを以て充分なりとす。・・・為政家は輿論の声を聞き其の『然り』又は『否な』の反響によりて取捨を勉めざるべからず。」(2-271)

ここでは、これまで言及してきた、議会・政党の職務が政府・官僚制の施策に対する監督・評価作業にありとする見地が、輿論とこれらの政治制度・政治勢力の関わりで披瀝されているのである。輿論とこれらの政治制度・政治勢力との間にも権力分立の体制が築かれる必要がある⁽¹⁾。羯南にとって、選挙は政府・官僚制の監督者たる議会議員を選出する制度である。彼は「過度なる輿論政は無権力無責任の政なり」（4-239）と喝破している。

第二に羯南は輿論と議会の関係に関して、選挙民と議会議員の間を取り出して、両者の間は代表委任の関係であり代理委任の関係ではないと言う。

「古の議員は其の選挙人を代表するものなり、今の議員は国民全般を代表するものなり。・・・然りと雖も衆議院議員を以て其の選挙人の代理なりと為すの妄想は、今日猶ほ世に行はるるを見る。・・・帝国臣民は法律上の資格に依りて議員を選挙することを得、換言すれば国家の機関たる帝国議会の組織に干渉することを得。而して其の資格たるや唯だ議会組織の一事に関して之を有するのみ。一たび選挙を畢れば選挙人被選挙人の関係は直に断絶すべきものなり。」（2-765）

羯南の国民主義は「人民のための政治」を要請するものであるが、必ずしも全面的な「人民による政治」を求めてはいない。選挙の効力は議員を選出するに止まり、議員活動を拘束するものではない。前項で見たように、羯南は院外政党の議員活動に対する拘束を認めなかったが、ここでは、選挙人の議員活動に対する拘束を否認するのである。羯南は中江兆民たちの選挙論に窺われる人民主権論、直接民主主義の立場は採っていない⁽²⁾。彼は制度構想のあらゆる局面で、分立・分任・調和の関係の構築を求めているのである。

「所謂輿論政治とは他にあらず、即ち公衆の議を聴き公衆の議を藉る所の政治を云ふ。公衆をして自身に政治を行はしめ又た直接に責任を負はしむるの謂にはあらざるなり。」（3-77）

以上、羯南の国民主義の制度構想の中に占める選挙の意義や位置づけにつ

いて説明した。羯南が選挙制度に期待したのは、国民主義＝国民の統一・独立を実現していくために、国民勢力の統一を実現する有力な方法となることであつた。それでは、このような目的に叶う選挙制度は如何なる内容を持つものであり、それは如何に運用されなくてはならないのか。この点について明治22年に公布された衆議院議員選挙法に関する羯南の論評を手がかりにして、考察を進めてみたい。

(ii) 直接・制限選挙と自由選挙

衆議院議員選挙法は明治10年代後半期、伊藤博文が明治憲法作成のために設置した制度取調局で検討が始まり、その後、明治政府部内の原案作成やその審議を経て、同憲法に基づき同憲法と共に公布された⁽³⁾⁽⁴⁾。羯南は23年2月～3月に、長編論説「選挙法」(2-425～442)を書き、選挙権の意義、選挙人、被選挙人等について論じた。

先ず羯南は、選挙権の本質ついて、それを職務(公務)と見る見地、自然権と見る立場、公権利と見る三つの考え方を紹介し、前二者を排して三番目の見地を取ることを次のように述べている。

「選挙を以て職務と為すの説は古へ曾て之れあり。然れども代議制の進歩せる今日に在りては、何人も選挙を以て一の権利と為さざるはなし。選挙は実に権利なり。・・・然りと雖も選挙権は個人の天権にあらざるなり。民約主義の論者が熱心に之を主張するも、選挙権は人権にあらざして民権なり。自然の権利にあらざして、国法上の権利なり。選挙権は国家より分出するの一公権に外ならず。・・・是に因りて之を見れば、選挙人の其の代議士を選挙するは国家の公民たる資格を以てするものなり。決して世界の人類たる資格を以てするにはあらず。」(2-428)

羯南は選挙権を「職務」つまり義務と見る見地を批判する。この見地は官吏が「官職に就く」(1-24)資格を必要とするのと同じ意味において、選挙民も

選挙職務に叶う資格を必要とすると主張するものである。ドイツの国法学者、グナイスト、彼の門弟であったモッセ、さらに枢密顧問官、野村靖などによって主張され、衆議院議員選挙法の作成過程で、間接選挙制（府県会議員が衆議院議員を選出）の主張として現れた⁽⁵⁾。しかし、ドイツの国法学者、シュタインの弟子、ロエスレルが直接選挙を主張し、井上毅と伊東巳代治がそれに同調し、結局、選挙法では直接選挙制が採られた⁽⁶⁾⁽⁷⁾。

羯南はグナイストの選挙権職務説に基づく間接選挙説を次のように批判する。

「氏の説は第一に選挙の事を以て人民の公権と為さんよりは、寧ろ国民の職務と為すに在り。・・・此の説や実に貴族的傾向を有するに過ぎ、遂に一国の政体をして富人閥族の専制政体たらしむるに至らん。世人の痛く排斥することは全く此の点に存するが如し。」(2-442)

この説は農・工・商業に従事する人達を、「人物を鑑別するに暇なきの身位」(2-442)と見なすことにより、貴族主義と平民主義の適中を失し、「富人閥族の専制政体」を作り出し、議会を国民統一の手段とする道を阻むことになる。それは「普通選挙の原則に対して非常の隔絶」(2-442)、つまり適中主義の性格を著しく失する「階級的選挙」(2-442)である。

他方、羯南は上の引用文で、選挙権を「個人の天権」、「自然の権利」、つまり国家に優先する個人の権利と見る「民約主義の論者」を截然と批判した⁽⁸⁾。選挙権を自然権と見る立場は、普通選挙制を採ることになる。民約論の代表者である中江兆民は、その著書『国会論』の中で、普通選挙制が「正理に適し利益にも合うことを、ヨーロッパ諸国の国会を例に引きながら論じ、日本もそれを採用すべきだ」と説いた⁽⁹⁾。また、前引きの『選挙人目ざまし』の中では、同じ観点から「『恩賜』の民権の狭隘さ⁽¹⁰⁾」を批判した。しかし、この見地は「純理を標準として偏に理論上の利害を説く」(1-24~25)のものである。羯南は選挙権が「人類の権利」ではなくて「公民の権利」、つまり国家を前提

とし国家から生まれる権利であると言い切っている(2-428)。彼にとって選挙を経て構成される議会は、自然権の為の制度ではなく、国民主義＝国民の統一と独立を実現する為の制度であった⁽¹¹⁾。

羯南は選挙権を自然権と見る立場と職務と見る立場の中間領域に自分の見地を定める。彼は自分の選挙権公権利説に関する説明において、選挙を、「半ば権利(自然権一筆者)と為し、半ば職務と為す」(2-442)、選挙において「貴族的元素」と「平民的元素」の「調合」が必要であると述べている(1-24)⁽¹²⁾。しかし彼は国民主義の立場から、「選挙人の其の代議士を選挙するは国家の公民たる資格(傍点は筆者)を以てするものなり」(2-428)との見地を表明している。「選挙権は人類の一権利にあらず、公民の権利なり。」(2-429) 選挙権の要件として国民たる資格を問うことは、選挙権自然権説と質的に相容れず、他方、選挙権職務説とは量的に隔ただけであるから、資格条件の設定如何によっては、選挙権公権利説は選挙権職務論へ接近する可能性を持つことになる。事実、後段で見ると、羯南は第一議会後にはこの立場を容認することになるのである。

それでは、羯南は選挙権公権利説をどのように具体化・制度化しようとしているのか。

「公民の権利は国家其の情況に応じて法律上之を伸縮することは当然なるにあらずや。而して之を伸縮することは代議制を完行するの目的に外ならざるなり。夫れ代議制なるものは方式的のものにあらずして、実効的のものなり。彼の民約主義の如く数理(吾輩は論理と言はず)に合するの姿体あることを要せず。唯だ要する所のものは国民の與望に最も近く対応するの結果あること是れなり。・・・是に於てか識扱の能力は選挙に於て欠くべからざるの要件と為り、制限選挙の方法は全く此の点に基けり。」(2-429)

公民権の具体化に際しては、国家や国民の実状や日本の独立確保という日本政治の目的が勘案され、選挙権問題はそのような実情と目的との兼ね合い

で考えられるべきである。世界と日本の実情を無視し実効性を看過する嫌いのある抽象的な「数理」的議論は避けなければならない。だから、選挙権付与の条件として、「識扱の能力」つまり、議会議員を選出するに足る見識を有することが要求され、そのために一定の制限選挙制が容認されることになる。かくして、羯南の公権利説は、直接・制限選挙制と言う形で制度化されることになるのである。

そして、次に生じる問題は、「・・・制限選挙法に注意を要するは、国情の如何に顧みて之が制限を伸縮するの一点に外ならず」(2-429)ということになる。その点について、衆議院議員選挙法第6条第3項は次のように規定していた。

「選挙人名簿調製ノ期日ヨリ前満一年以上其ノ府県内ニ於テ直接国税15円以上ヲ納メ乃引続キ納ムル者

但シ所得税ニ付テハ人名調製ノ期日ヨリ前満3年以上之ヲ納メ乃引続キ納ムル者ニ限ル」(明治文化研究会編『明治文化全集・第10巻・正史篇下巻・第3版』日本評論社、1968年、21頁)

見られるように、衆議院議員選挙法は直接国税（当時の直接国税は地租と所得税であった⁽¹³⁾）を一年間に15円以上納入している国民に選挙権（被選挙権も同様）を付与するという財産制限選挙権を規定した⁽¹⁴⁾。羯南はこの規定に対して、選挙権公権利説の立場から、財産制限選挙権を容認しつつも、納税額の条件については一連の論説の中で執拗な批判を繰り返した。その主要な論点を整理すると次の通りである。

先ず羯南は、選挙法の規定によると選挙権の有資格者は、人口3800万人の内、38万人に過ぎず、「100人中の一人にも過ぎざるらん」(1-24)と述べ、ごく一部の有産者のみに参政権が保障され、国民の統一という国民主義の選挙の目的が実現不可能になると批判する⁽¹⁵⁾。

「帝国議会の一院は民選議院なり。その名を以てすれば国民的たるを失はずと雖も、其の実を以てすれば富民の会合たるの嫌いなき乎。財産を以て参政権を制限するは吾輩の敢て異議する所のものあらずと雖も、其の制限の程度に至りては吾輩の尤も意を留めざるべからざる所なり。・・・吾輩は国民統一の強固を謀らんが為め、貧富の間をして猶ほ貴賤の間の如く成るべく親近の関係を保たしめんことを期し、従て参政権の分配を一層洽からしめんと欲するなり。権力の偏傾は社会腐敗の源にして、国民勢力の衰退常に多くは是より来るものなり。」(2-325～326)

納税額によって国民の100分の一だけに選挙権を認める選挙法の規定は、議會を一部有産者が占拠する「富民の会合」の場と化し、「富人政治」(1-25)を招来するであろう。このような権力の不均衡な集中は羯南の唱道する権力分立体制の原則に悖り、国民勢力の統一の育成を阻むものである。羯南は「是れ文明政道の其の衷を折せざるべからざる所以にあらずや」(1-25)と指摘する。

次に羯南は、財産の所有という経済的条件が、日本の場合、必ずしも議員を選出するに適切な資格条件と結びつかない事情があることを指摘する。

「代議制の目的は方式上にあらずして実効上にありとすれば、吾輩は啻に数理の上よりのみ当否を言ふにあらず。然らば実際の結果に於て好良なるを得べき歟。若し真に鑒識の能力を選挙に望むの主義ならば、今日我国に在りて此の能力は寧ろ納税額の少き社会に多きの事情あらざるか。如何に社会の常則より説を立つるも、今日に在りて国事に身心を勞するものは財産最富の社会に多からずして、寧ろ富力中等の社会に多し。鑒識の能力は却て大納税者に欠乏して小納税者又は無納税者に在り。吾輩は敢て普通選挙を主張する者にあらずと雖も、納税上の制限をば尚ほ寛にするの適當なるを信ず。蓋し維新の改革に因りて顛倒せられたる我が社会は、財産と智識との關係に付ては殆んど欧米諸国と相ひ反するの事情あるを以てなり。」(2-432～433)

彼は西洋における「教養と財産」の結びつきは、必ずしも日本では存在せず、寧ろ選挙権の適格者は「富力中等の社会」に多く見いだされると見る。この社会層を選挙権から排除することは、選挙制度ひいては議會制度の働きを不十分のものとする事になる⁽¹⁶⁾。

羯南は以上の理由を以て選挙法の規定を批判し、制限納税額の緩和を要求した。他方、管見の限りでは、その点に関する彼の具体的代案を諸論説の中に見いだすことは出来なかった。しかし、次のように考えることは許されると思われる。松尾尊兎の紹介に依ると、明治23年以降、立憲自由党は選挙権拡張を党議に掲げ、直接国税5円と言う下限を設ける旨を要求し、立憲改進黨もそれに同調した⁽¹⁷⁾。羯南は23年4月、両党（当時、立憲自由党は自由党、愛国公党、大同倶楽部に分裂していた）が一致して選挙権制限の緩和を要求した時に、その統一行動を支持している（参照、2-506）。このような彼の態度は、直接国税5円説を支持していることの傍証となるのではないかと考える。

また、上引きの論説、「選挙法」の中で直接・制限選挙制と間接・制限選挙制を比較して、財産制限に関して次のような設例をしている。

「・・・間接選挙と雖も若し其の第一級選挙の資格を寛裕にし、例へば直税5円以上の者と定め、第二級を直税10円以上と定むるときは、今日の制限選挙に比して寧ろ人民多数に参政権を得せしむること洽かるべきなり。」(2-442)

ここで出されている直接国税5円以上という設例は、単なる設例の範囲を超えたものであると理解して良いと思われる。

さらに、明治11年の「府県会規則」の公布によって府県会が設けられ、府県会議員の選挙が行われてきたが、その際の選挙権は直接国税（地租）5円以上のものに認められた⁽¹⁸⁾。羯南は府県会や府県会選挙を扱った一群の論説を書いているが、その中で一回もこの制限規定について批判的な意見を吐いていない⁽¹⁹⁾。たとえ地方選挙権の財産制限のケースであっても、国政選挙の場合を考える参考資料になると思う。私は羯南が、「中産階級」(4-437)、「中産社会」(4-437)こそ、選挙・議会制度を支える社会的階層であると期待する時、この範囲の納税者を念頭に置いていたものと考え⁽²⁰⁾。なお、羯南が制度構想の支柱と期待した社会層の問題について、さらに詳しくは、後段の「社会

団体」の項において考察してみたいと思っている。

以上、羯南は衆議院議員選挙法が定める選挙制度に関して、直接選挙か間接選挙か、普通選挙か制限選挙かと言う二つの問題、特に後者の問題について強い関心を示した。今日の選挙制度問題の焦点になっているのは、選挙区制に関して小選挙区制と大選挙区制の何れが是か、代表制に関して多数代表制と比例代表制の何れが是かという問題である⁽²¹⁾。その点について、衆議院議員選挙法は214の一人区と43の二人区からなる小選挙区制（標準人口12万人を一区とする）中心の制度を採用した⁽²²⁾。しかし羯南は上引きの論説、「選挙法」の中で、論点の一つとして「選挙区域の事」（2-439）を挙げながらも、その点に関する説明の労を費やしていない。また明治維新时期から衆議院議員選挙法が公布される時期までの選挙制度に関する議論に於いても、選挙区制の問題は朝野の両分野共に、議論の焦点にはなっていない⁽²³⁾。少なくとも、羯南は小選挙区・多数代表制を採った選挙法の規定に積極的に反対してはいないと言える。

以上、羯南の選挙制度論について考察した。次に選挙制度はその実際の運営に関与する官僚制、政党、そして選挙民によって担われることになる。選挙制度の実際の働きはその担い手如何にかかっている。羯南は論説、「選挙法」において、選挙人の選挙権が有効に行使されるためには、「選挙の担保」つまり選挙の自由が必須であることを次のように説いている。

「法律上の条件を具へて選挙人と為るも、その権利の施用に担保を得ざるときは、十分に識択の自由を享有することを得ざるべし。是に於てか選挙の担保を固くする必要あり。」（2-433）

羯南は明治10年代の府県会議員選挙の経験から、自由選挙が阻害される懸念を持っていた。彼は21年5月から23年3月にかけて府県会議員選挙を扱った論説、「議員撰挙の習慣」（1-359）、「府県会議員の撰挙及其競争」（2-

286), 「撰挙上の弊害又現はる」(2-470) などを書き, 「近来地方に行はる選挙風習は, 将来立憲制度を腐植するの恐れなきに非ず」(1-359) と述べて危惧の念を表明した。彼は自由選挙に対する干渉の可能性について次のように書いている。

「選挙の強誘には数種ありて, 或は官府よりの強誘あり, 或は党派よりの強誘あり, 又或は宗教よりの強誘あり。皆な以て識択の自由を妨げ選挙の弊害と為るに足るものあり。」(2-433)

羯南は選挙民の投票活動に対して, 官僚勢力, 政党勢力, 宗教勢力の干渉が行われ, 自由選挙の原則が侵されることを危惧するのである。彼は23年3月, 論説「行政官と議員」を書き, 政府や官僚による選挙干渉に対して, 議会と政府・官僚制の権力分立の観点から警告を発している。

「夫れ議員の選挙は国民が参政の権理なり。若し此権理をして地方行政官の勢力に左右せられしめば, 国民参政の権は為めに全きを得ずして, 議院の独立は行政官の為めに動揺せん。」(2-454)

そして同論説に於いて, 内務大臣が政党に無関係の議員を選出すべき旨を述べたのに対して, 政府の議会への過干渉であると批判する。

「国家議院を設け議政立法の機関を独立せしむるは, 執政権の専恣を防ぎ, 国家の意思を独立せしむるの意に外ならず。故に議院の事に関して行政官は毫も其の権力を及ぼすべきに非ず。若し否ざるか, 是れ憲法上の職分を越ゆるものといはざるを得ず。」(2-454)

さらに羯南は同じく, 政府・官僚制と議会の分立体制の確立という観点から, 衆議院議員選挙法が官吏の被選挙権を認めている点を, 「身位悖反 *incompatibility*」(2-435) の問題として批判している。同法第3・4章において, 「身位悖反」に当たるものとして被選挙権を認められていない者の中に官吏

一般が入っていない（宮内官、裁判官、会計検査官、収税官、警察官は例外）。権力分立を重視する羯南は、「身位悖反の事は（同法の中で一筆者）疑問の最も多きものたり」と述べ、その理由を次のように指摘している。

「若し代議制の第一目的は行政府を監督するに在りとすれば、行政府内より代議員を選出することは其れ条理に違ふ所あらざる歟。・・・立憲政体の本旨は（行政府の一筆者）専権を防遏するに外ならず。此の本旨によりて立法行政の二権を明に分割し、各々之を別人の手に托せり。官吏の被選挙権なる者は一人にして行政立法の二権に干するの姿あり。然らば立憲政体の本旨にも亦た背反するの嫌あらざる歟。」(2-435)

同時に羯南は、この問題に関して、明治政府が明治憲法第 30 条の両議院の法律案の審議権並びに提出権との関わりで、革命後も強固な官僚制が残存したフランスの王政復古期の先例に倣って、「便宜上の理由」(2-436) から定めたものと理解し、「暫く之を是認し其の結果の如何を将来に吟味」(2-436) するとしている。なお、羯南は「大臣議員、陸奥宗光氏」(2-615) においても、この問題に言及し同旨の見地を表明している⁽²⁴⁾。

羯南が自由選挙妨害の点で、最も危惧したのは政党勢力による選挙干渉であった。

「党派の強誘は最も起こり易きものあり。中央又は地方の本部よりして命令を伝へ、必ず某氏を選挙すべし、然らざれば云々すべしと云ふが如きの所為は、決して少からざるに至らん。然れども吾輩は此ごろ夫の関東自由党に於て議決したる附則を見て、其の公平なることを知り、心竊に各党派も斯の如くならんことを希望せり。」(2-433)

政党の中央・地方組織が特定の立候補者を決定し、その集票活動を各選挙区の党員に強制し、党員による選挙人に対する「強誘」を促すといった呈の活動は、羯南にとって自由選挙の妨害と理解された。羯南は前段の「議会と政党」の項で言及したように、現実の諸政党が私党の性格を帯びていることを批判

した。選挙活動においても、諸政党が選挙競争の中で「政党の性質・・・私党に化せんことを恐る」と述べ、その場合、諸政党は最早、「政治上の党派には非ずして、私朋上の党派には非ざる歟」（2-505）と懸念を表明している。彼にとって選挙制度は国民の統一を実現して行くための方法であるが、選挙活動の中に私的諸党派の対立・抗争が持ち込まれると、逆に、それは国民分裂を招来する制度に化すことになる。選挙は国民主義の政策をめぐる諸政党の錬磨の場ではなく、諸政党の権略をめぐる競争の場となる。羯南は政党中心選挙に対して危惧の念を表明しているのである。彼は前項「議会と政党」に於て述べたように、政党は議員の議会活動に対して、党議拘束や政党規律を強行すべきでないとして主張したのであるが、選挙に際しても政党が閉鎖的・排他的な選挙運動を慎むことを期待している。政党と選挙人との間にも権力分立の関係が保たれる必要があると主張するのである。

最後に「宗教上の強誘」に関して次のように注意している。

「僧侶が其の信徒に向つて強誘を試ることは我が国に於て何程の効力あるべき、吾輩の知らざる所なれども、若し斯る所為ありては是れ大弊を政治世界に与ふるものなり。」（2-433）

羯南は宗教的信条と選挙の直結が、国民の間に分裂を来たす点に注意している。宗教勢力の選挙介入が「我が国に於て何程の効力あるべき・・・」と書いているところから分るように、この面の危惧は日本においては、官僚・政党勢力の干渉に比べると可能性が少ないとしている。しかし、ここで羯南は政治勢力だけでなく社会勢力の選挙干渉も国民分裂をもたらすが故に、非であるとの立場を表明しているのである⁽²⁵⁾。

以上のように羯南は、選挙人の投票行動が官僚・政党・社会勢力から自由でなくてはならないと主張した。同時に選挙民の選挙権者たる自覚も重要である。羯南は第一回選挙の年を迎えて、選挙人に対して、次のような要望を

行っている。

「今や選挙の時期漸く近づき、世の選挙熱も漸く加はり、而して何人も善良の議員を選挙し、以て帝国議会の第一回に充分の効績を奏せんことを慮るならん。特に党派内の人々は其の党中より多くの議員を出し、以て議会に多数の勢力を占めんことに苦心するや復た疑ふべからず。此の時に於て選挙人たるもの、万一にも法律の精神を解することを誤り、而して或は地方選挙の慣手段を襲用し、或は党派勢力の牽制を感受し、或は官府の勧誘に追従し、又た或は選挙人たる地位の重きを亡失する如きあらば、是れ実に日本の立憲政体に弊害を扶植するものなり。」(2-426)

羯南は選挙人が日本国民としての立場を自覚し、党派や官僚勢力から独立した立場で投票行動を執るべきであると主張するのである。

以上、羯南の選挙構想について考察した。彼は直接・制限選挙制を採る衆議院議員選挙法を選挙権公権利説の立場から支持しつつも、選挙権の財産制限額によって、中産者層の選挙権が認められていないことに対して執拗な批判を繰り返し、選挙権の拡大を要求した。また、選挙民に対する官僚勢力や政党勢力の干渉を戒め、選挙民の選挙の自由が保障されるべき旨を強調した。

羯南の選挙権公権利説の具体化である選挙権拡大や自由選挙の主張は、実は、当時の日本国民の実情把握に基づくものであった。繰り返し言及してきたように、実情把握を基に理想世界を展望しつつ政策的発言を発するのが羯南の適中主義の立場である。彼は明治21年～22年の大同団結運動と大隈条約改正反対運動（前段の「国民勢力の台頭」の項で紹介した）の展開の中に見られた、中産実業家層を中心とした国民の政治的覚醒を高く評価していた。「民間の人々は大抵皆な、頭上の政府方を眺めて、進退動止を決するを常とす」(1-559)と言った官尊民卑の意識が変化して来たと見たのである。彼は22年11月、条約改正反対の運動が成果を収めた時期、論説、「革新の時期」(2-319)を書いて、政府・官僚制に対する、「人民自由の精神」あるいは「人民自主の気風」(2-320)が生まれて来たと述べている。

「条約の大問題は実に政治社会の真相を鑑定する試金石と謂ふべし。・・・夫れ民の声は神の声なり。・・・昔時に在りて一種の人々の専有に係れる政論は今日變じて公民全般の通有物と為り、昔時に在りて唯抽象的の道理に過ぎざりし所の政論は今日變じて實際の利害に其の其の根柢を保つに至れり。・・・日本の政論、即ち日本人民の政治思想は復た吳下の阿蒙にあらずして、輿論なるものは今後大に政況を支配するに至るべきを知れり。」(2-282, 同趣旨, 2-277)

しかし同時に、上述の如く、羯南は興隆しつつある「日本人民の政治思想」を政治・国家の局面に上昇させる役割を担う選挙制度やその実際の運用に関して、批判と危惧の念を表明していたのである。事実、羯南の懸念は23年以降の3回の選挙結果と初期議会の運営の中で具現化することになった。次に本稿が対象としている日清戦争の時期までの選挙の実績に関する羯南の評価について、初期議会の運営に関する所見に配慮しつつ、考察を加えてみたい。

(iii) 衆議院議員選挙評

羯南が新聞刊行に乗り出した明治23年4月から日清戦争が勃発した27年8月までの間に、23年7月、25年2月、27年3月の三回の衆議院議員選挙が行われた。以下、各選挙についての羯南の評価を見ていく。

羯南は23年12月の最終論説で、第一議会の政府と民党の軋轢を踏まえ、第一回選挙を回顧して次のような政党批判を展開している。

「・・・選挙に伴ひて生出せしもの夫の党派分合なり。所謂る政党は必ずしも私益のみに成るものにあらず。吾輩固より之を寛宥す。然れども政党は公儀私益相半ばするの度を以て成らんことは、吾輩の望む所なり。今の政党は私益九分にして公儀は一分に過ぎず。」(2-795)

選挙制度は、諸政党が国民的公党に成長するための「坩堝」として機能せず、逆に選挙競争が政党の私益性を高めたと見るのである。また、羯南は25

年1月、第2回衆議院議員選挙を控えて、論説「党派去就論」を書き、閉鎖的な組織政党が、議会運営と共に選挙行動においても、国民の分裂を促進する要因となると指摘している。

「党派の人士は其の去就過大に重要視し、自党に就くものをば称して尽く志士仁人なりと曰ふ。吾輩は斯る批評を殆んど顛狂の言なりと思ふものなり。党派なるものは去就の自由を尚ぶ、若し之を過大に牽束せば是れ適當の党派にあらずして、寧ろ一国民の腹中に又た一小国民を築くに同じきものと云ふべし。」(3-390)

次に、羯南は第一回選挙の直後の論説、「冷淡と熱躁」(2-605)、「棄権の選挙人」(2-605)、「東京府民の政治的智識」(2-606)などで、選挙民の選挙行動が期待に反したものであることを指摘した。そして、24年3月、第一議会終了後の長編論説、「議会概評」において、最初の議会が不首尾に終わった重要原因として財産制限選挙権を取り上げる。彼は前段の「議会と政党」で説明したように、初期議会における民党陣営の予算案修正と地租軽減・地価修正(「民力休養」)の要求とそれを進める上での独断的な議会運営を、国民主義政策と権力分立の立場から厳しく批判した。彼は議会を批判して、「少数圧制の区域を拡張して多数専制の門戸を啓始したりしのみ」(3-225)と糾弾した。

羯南は上記論説の中で、その原因として「人材選任の道具其の宜しきを得ざる」(3-80)こと、つまり財産制限選挙権の規定を挙げるのである。

「吾輩は議会を概評するに当り、第一に其の成績の世の予期する所に違ふを知る。而して其の原因は人材鑑識の事を鑑識の明なき社会に全任せしに在ることを知る。……今日の実況に在りては智徳の在る所未だ必ずしも財力の在る所にあらず。……公德を重んずる者、財力を有せざる者は、多くは人材選任の場に入ることを得ず。」(3-81)

羯南は議員の選抜を、「鑑識の明なき社会」に任せただけが、議会構成に反映して政府・官僚制と民党陣営の不毛な対立・抗争を生み出したというわけで

ある⁽²⁶⁾。彼は選挙・議会制度の創設を、第二維新の目玉と見ていた。それだけに議会活動の実際の結果に対する失望は大きかった。「・・・此の権利と云ふ方面よりは（選挙一筆者）を争はば是れ私己の利益を争ふものに過ぎず。」(3-394) こうして、彼は選挙権が公権利であるという議会開幕前の立場を見直して、選挙権が職務であるという説に移るのである。

「議院の位地も猶ほ官吏の位地の如く共に国家権力の機関に属するものにして、均しく国の職掌たるや疑なし。職掌なるもの固と智力を要すとせば議員の選挙も亦た任賢用能の事たらずんばあらざるなり。」(3-78) 「・・・議員 [選挙権] は法理上或は一の権利たるべきも政理上よりすれば全く国の職掌たるに於てをや。」(3-78) 「・・・若し選挙権は公民権の一種なりと云へる理論を取りて、以て議院制度に免れざるの通弊と為さば、則ち泰西に於ける議院制度なるものは我が国に適當のものと云ふべからず。」(3-81)

見られるように羯南は、官吏の資格と議員の資格は同質であり、議員選挙においても、官吏登用の場合と同じく、「任賢用能」の原則、つまり「選挙職務の主義」(3-393) が適用される必要があるとする。そして彼は選挙権職務論を踏まえて、グナイスト・モッセ流の間接選挙の導入を主張するに至るのである。

「吾輩は固より立憲政体を是認するものなり、議院制度の此の政体に必要なるを知るものなり。選挙競争の誠に議院制度に免れざるを知るものなり。然れども今や議院制度の成績が衆人の予期する所に相違せし事実を評するに当りては、勢ひ之が原因を選挙法の欠点に帰せざるを得ず。吾輩は議員の成績を実験し且つ国民の慣習を考量して、直接選挙の実に我邦に不適當なることを発明せり。」(3-78)

ただ、間接選挙の具体的な形態についての提案は行われていない。

羯南にとって元々、選挙権は国家に優先する自然権ではなく、国家の存在を前提とした公権利であったから、権利付与の条件は国是たる国民の統一・独立の成就と言う点に照らして、民情を勘案しつつ政治的・政策的に判断され

るものであった。その意味で、彼の選挙権論の中には、事情如何によって自然権説と職務説の両極の適中点が移動し、直接選挙制から間接選挙制へ移行しうる論理が内包されていたのである。彼は第一議会の実情・経験を踏まえて、直接・制限選挙制の立場から間接・制限選挙制の立場へ移ったのである。

次に第二回選挙評に移る。第二回選挙は第二議会における政府と民党の確執を受けた松方内閣による衆議院解散によって、明治25年2月に行われ、松方内閣は民党陣営に対して激しい選挙干渉を行った⁽²⁷⁾。羯南はそれに対して厳しい批判を加えていった。選挙前の論説、「解散善後策」(24年12月)で、政府は「行政上の干渉を去れ」と戒め、「知事郡長の徒に内訓して選挙に干渉せしむるが如きは、其の効験の最も著しきに拘らず、吾輩は之を非常の失計と信ずるなり」(3-359)と断じた。選挙期間中には「干渉は拙策」を書いて、「官吏的干渉」(3-407)を糾弾し、「県官、郡吏、警察官皆な選挙の事に尽力し選挙人に論すに民党以外の候補者を択ぶを以てしたり」(3-417)と批判した。そして、25年2月、選挙の後に、長編論説、「選挙干渉論」(3-435~450)を書き、政府の選挙干渉が、政府の議会・選挙に対する過干渉であることを強調した。羯南は第二回選挙における官僚勢力の選挙干渉を弾劾して、これを防止する為には、「凡そ行政に与かる人の選挙被選挙権を停止するに如くは莫し」(3-490)と述べ、「此等の人々に政治競争の自由を停止するに如かずと思ふ」(3-490)と少々、過激な提案を行っている。官僚制と議会・政党との間に完全な分立体制を創るべきだという主張である。

そして、羯南は第二回選挙の後においても、財産制限選挙を定めた選挙法が歪な議会を生みだしているとの指摘を繰り返している。

「甚い哉、地主と議員との利害を相ひ同じくするや、嗚呼是れ選挙法の一弊なるに非るを得んや。今の撰挙人は皆な地主なり。其の最も強力ある者は即ち最も著大なるの地主なり。議員の多数は寧ろ地主社会の代理人にして決して国家の代表にはあらず。是に於てか、地価修正案は熱心に提出せられ、地租軽減案は熱心に賛成せ

らる。・・・全国の撰挙権は農家其の7分を占む。・・・」(3-493)

第3回選挙は、明治27年3月、議会内外の野党連合が推進し、羯南も積極的に参加した既述の対外硬運動に対抗するために、政府が漸行した衆議院解散を受けて行われた。その結果に関して、彼は「代表幾何」(4-436)と「政界予測」(4-437)と題する二編の論説を発表した。後者においては、政府と手を結んだ自由党の進出について、「政府の操縦の巧みなりしに因て政府党の当選頗る多きを致したり」(4-437)と批判的に評価し、「吾輩は先づ元勳内閣の為に慶賀す。然りと雖ども問題の為には弔せざるを得ず」(4-438)と述べて、この選挙結果が議会と政府・官僚制の権力分立体制の構築を妨げる方向に働くことに懸念を示した。「所謂の内閣的議院は成立すると同時に幾分か議院的内閣の端を啓らき、世は自由党兼藩閥の全盛を見るに至らん。」(4-439)そして、前者の論説においては、年来の持説である選挙権拡大の要求を繰り返している。

「国の智識は最も中産社会に多し。故に国家の代議制機関をして常に健剛靈活にして国歩の進善を致し、人民の福祉を資けしめんと欲せば、能ふだけ多く此中産社会の智識を網羅せざる可からざるなり。況や智富分業の奇観ある我日本の国情に於てをや。」(4-437)

以上、羯南は三回に及ぶ衆議院議員選挙に関して、狭隘な財産制限選挙の制度が中産階層を中心とする国民の公権利の実現を妨げ、官僚勢力と政党勢力の選挙に対する過干渉のために自由選挙の実現が妨げられていると見たのである⁽²⁸⁾。第二維新の制度建設の中心を担い、国民の統一を成就していく役割を期待された選挙制度と議会制度は、その初発の段階で大きな躓きを見せたのである。しかし羯南は選挙制度そのもの或いは彼の選挙制度構想そのものの意義を否定し去るといった態度は採らなかった。ここでも彼の現実と理想の中間領域を執拗に追求していくという適中主義の姿勢は貫かれていた。

「多年修練を経たるの後に非ざれば、燦然たる国民の意思を撰挙の上に見ること難し。吾輩は実に之を待つものなり。」(2-614)

(iv) 議会・政党・選挙

羯南は明治 20 年代初頭の第二維新の制度改革の眼目が、政府・官僚制と議会との間に権力分立の体制を作り出し、国民の統一と独立という国是の実現に資することであると考へた。そして議会がその任に堪え得るためには、議会制度を支え作動させる政党と選挙が十全の働きをすることが必要であると主張した。そのために必要とされる政党と選挙のあり方は如何なるものであるのか。前節と本節においてこの問題の考察を試みた。ここで、「議会・政党・選挙」と言う項目を起こして、両節の所論の簡潔な要約をしておきたい。

羯南は政府・官僚制と議会の権力分立体制を、具体的には後者が前者の施策に対する監督・評価の機能を遂行し、両者がお互いの権限分野を侵害しないと言う形で主張した。彼は両者の分立・調和を唱えているのであり、議会政治を支持しているわけではない。彼は基本的に、積極国家・積極政策・行政国家の立場を採っていたことを想起する必要がある。従って議会の構成・作動因である政党や選挙の主任務は、政府・官僚制の監督・評価を担当する機関を創ることにある。彼は政党政治や輿論政治を高調したわけではない。勿論、彼は官僚政治を唱えているわけではなく、その逆機能の弊害の是正を主張したのである。彼は政府・官僚制と議会の分立・調和を主張したのである。

それでは、政党がこの様な任務を負う議会の支柱たるためには、どのような条件が必要となるのか。彼は明治 10 年代の民権政党が持っていた、壮士性・教義性・閉鎖性を克服し、実業性・政策性・開放性を備えた政党が出現することが肝要であると見た。彼はその点で、明治 21 年の大同団結運動の政綱に期待した。新興の実業階層＝平民層を基盤として、農業・工業・商業に関わる具体

的政策を学習・立案し、それを諸政党の「坩堝」たる議会の討論で陶冶し、議会の統一意思を構成して政府・官僚制の施策を是正していく呈の活動を期待したのである。その際、羯南は政党勢力の開かれた組織性は政策活動上認めているが、閉鎖的な組織性を拒んでいた。そして、羯南は個々の政党よりも政党体系のあり方を問うていた。その意味で、私は彼の提唱する政党活動の体系を「政策政党の政策連合」という言葉で纏めてみた。

次に、選挙についてはどうであったか。羯南は明治22年の衆議院議員選挙法を基本的には支持した。彼は選挙権に関して、自然権説と職務説の適中たる公権利説を採り、財産制限選挙を認めた。しかし選挙法が選挙権を直接国税15円以上の者に限定している点については、中産階層たる実業家層の多くを疎外し、議員の識択力能の点でも問題を孕み、偏った議会を構成することになるとして、その拡大を執拗に要求した。この規定は国民の分裂を招き、国民の統一・独立を阻害するものと見たのである。羯南は選挙権の問題に次いで、選挙民の投票行動の自由について論じた。投票行動が官僚勢力や政党勢力の過干渉を受けるような事態を避けねばならないと言うわけである。前者については、官僚層の被選挙権を一般的に禁ずるべきであると言う提言にまで及んでいる。

しかし、政党についてはどうであろうか。政党の議会に対する過干渉が否認されたように、選挙に対する過干渉が否認されることは確かである。他方、羯南は上引きの文章の後段部分において、「関東自由党」の決議が政党と選挙人の「公平」な関係の確立を唱っていることを歓迎している⁽²⁹⁾。ここに見られるように、彼は国民主義の立場から、政党の選挙に対する過干渉を戒めたのであるが、政党の選挙活動一般を否認していたわけではない。逆に、同じ立場から政党のあるべき関与について考えていたのである。彼は議会制度を動かす必須の組織・勢力として政党の存在を高調していた。また選挙制度も議会制度の基礎として位置づけられていた。そして政党は本来、公的性格を

持つ「人民思想の一大有機体」(2-291)たるべきものとされたのであるから、政党は選挙人と議会の公的媒介者たることが期待されているといえる⁽³⁰⁾。その意味で、選挙制度の運営において、官僚勢力と政党勢力の扱いには違いがあると言わなければならない。例えば、羯南は原則的には官僚層の被選挙権を禁じる立場を採ったが、政党员に対してそのような見地を採っているとは考えられない。また、羯南は議会が諸政党の政策錬磨の場としての「坩堝」たる機能を果たし、それらが私党から公党へ成長することを期待したが、選挙においても同じ働きが遂行されることを期待していたと言える。政党と選挙は両者が分立・協働の関係を保ちつつ、議会の動力としての機能を遂行することが期待されたのである。

羯南が第一回衆議院議員選挙と第一議会の前に披瀝した政党構想と選挙構想は、その後、現実の政治過程においてどのような命運に遭遇したのか。その点については羯南の初期議会に関する評価の中に窺うことが出来る。初期議会は彼の期待を充たすものではなかった。第1～第4議会においては、自由党と立憲改進黨を中心とする民党陣営が、「民力休養」のスローガンを掲げて、政府・官僚制に対して、国是を損ねる予算案削減と地租軽減・地価修正を迫り、権力分立の原則を侵犯する形で反国民的な農村利益の強行を試みた。また、第5～第6議会においては、民党陣営から自由党が離脱し政府・官僚制の陣営に組みするという事態が生まれた。是亦、権力分立の原則にそぐわない事態の出現であった。羯南はこのような状況が生まれた原因として、政党勢力や有権者の歴史的積勢の結果たる国民意識の未成熟さと共に、選挙制度の不備を指摘する。彼は選挙権公権利説と直接選挙の主張を取り下げて、選挙権職務説と間接選挙を唱えると共に、間接選挙における第一次選挙の選挙権拡大を要求するに至ったのである。

以上、羯南が第二維新时期に際して提起した選挙・政党・議会構想は、その初発の段階で大きな躓きを見せた。しかし、彼は決して、此等の諸制度の導入そ

れ自体が誤りであったと断じているわけではない。国民の統一と独立と言う国是の実現を目指して、執拗にその運用方の改善を模索していくのである。羯南の適中主義の立場に躓きは見られない。

「縦令帝国議会に於て一朝人民の代議士は大臣と相対等するの権を得るも、実際に人民の勢力を進めて行政官と相対するは至難至困の業たることを覚悟せざるべからず。」(2-13)。

ここまで書いて来て、以前から読み続けているヘーゲル著『精神現象学』の一節が念頭に浮かんで来た。羯南の心中と共鳴するところがあると思うので引用する。

「わたしたちの時代が誕生の時代であり、新しい時節への移行の時代であることを知るの、むずかしいことではない。精神はこれまでの日常世界と観念世界に別れを告げ、それを過去の淵に沈め、変革の作業にとりかかっている。精神は休むことなく常に前進運動を続けているけれども、ちょうど長く静かな栄養補給によってしだいに大きく成長した胎児が、この世に出てくる最初の一息で質的飛躍を遂げ、新生児として生まれてくるのに似て、精神の成長も、ゆっくりと静かに新しい形態へと成熟していくのであって、以前の世界の構造は少しずつこわれていくだけで、動揺のありさまはいくつかの徴候のうちに示唆されるにすぎない。」(G. W. F. Hegel, *Die Phänomenologie des Geistes*, Bamberg und Würzburg, 1807, hrsg. von J. Hoffmeister, Hamburg, 1952, S. 15. 訳文は次の翻訳書に依拠した。長谷川宏訳『精神現象学』作品社、1998年、7頁。)

ヘーゲルは周知のように、『精神現象学』の前に執筆した「ドイツ憲法論」の冒頭部分で「ドイツはもう国家ではない」と喝破した。彼はフランス革命後のナポレオン侵攻が生み出したドイツ国民主義の先駆的思想家でもあった⁽³¹⁾。羯南は既述のように、ドイツ国民主義の思潮から大きな影響を受けていた⁽³²⁾。そして同時に、彼の適中主義の思考法は、上述の引用文に顕現しているヘーゲルの *Dialektik*（「弁証法」と翻訳されてきた）の思考法とも共鳴し合うものを持っていたのである。

(注)

- (1) だから羯南は、同時に、民権・民権陣営の中に見られた議会こそ輿論であるとする議会主権論的な立場に対しても批判を加えるのである。「世に謬見を抱く者少からず、議会は即ち国民にして其の権力は常に輿論の力なるが故に、輿論と相違うことあるべからずと言へり。此の謬説は今日邦人の脳裏に浸潤して払拭し難きが如しと雖ども、試に議会解散の必要を理會するあらば、忽ち其の謬見たるを知るに余りあらん。」(1-793)
- (2) 兆民が第一回選挙の目前に著した『選挙人目ざまし』の中心課題は、この「無限委任」と「有限委任」の是非に関わる問題であった。彼は本書において、西洋諸国の議論や実例を丹念に紹介した後、後者の立場を採用することを宣言している。彼は本書の末尾で、選挙人に向かって次のように言っている。「・・・公等若し此僅々数十日間の労を厭ふて、因て選挙的の盲目判を押して選挙して、乃ち自己の脳髓を挙げて自己の金箔を挙げて之を代議士其の人に托して、議政の権を抛棄して、今年7月より長睡して4年の後投票の日に至りて一時醒覚して又長眠し、此の如くにして一生を送了せんと欲するならば、余又何をか言はん、果して然らば公等は是れ4年目の一日の自由人にて、其間は常に奴隷ならんのみ、」(『中江兆民全集・第10巻』岩波書店、1983年、122-3頁。それに対して羯南は、次のような応答を行っている。「議員は常に帝国議会の一人として、独立特行以て其の職務を行ふこと固より当然なり。決して院外に対して私に責任を負ふが如きことあるを得ず。若し選挙人の私論に拘り、政社政党の私議に繋がれ、一地方の私利に徇ふことあらんか、是れ選挙人の私機関なり、国家の公機関にはあらず。」(2-765)
- (3) 明治憲法第35条は、「衆議院ハ選挙法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス」と規定している。
- (4) 衆議院議員選挙法の成立過程については、次の文献を参照。河村又介「明治時代に於ける選挙法の理論及び制度の発達(三・完)」『国家学会雑誌』第57巻第2号、1943年、14-21頁。稲田正次『明治憲法成立史(下巻)』有斐閣、1962年、1071-1130頁。後者の1107-1124頁に衆議院議員選挙法の全文が掲載されている。
- (5) 明治20年、伏見宮貞愛親王がグナイストから受けた講義内容が『西哲夢物語』と題して出版された。それによるとグナイストは、「可成間接選挙法ヲ日本ニ施サンコトヲ予ハ勧告スルナリ。直接ノ選挙ニテハ壯年者ノ騒立ツトキハ其弊亦甚シ」と指摘した。参照、鈴木安蔵『日本憲法史概説』中央公論社、1941年、356頁。明治政府の法律顧問となったモッセや野村 靖は間接選挙を採用した選挙法の立案を試みたのである。参照、稲田正次、前掲書、1071-84

頁，1125-27頁。なお，グナイスト，モッセと明治日本との関係一般については次の文献を参照。瀧井一博『文明史のなかの明治憲法—この国のかたちと西洋体験—』講談社，2003年。

- (6) シュタインと明治日本との関わりについては次の文献が詳しい。瀧井一博『ドイツ国家学と明治国制—シュタイン国家学の軌跡—』ミネルヴァ書房，1999年。
- (7) 参照，稲田正次，前掲書，1071-84頁。
- (8) 羯南は上記の引用文において，この見地は突き詰めると，選挙権は「世界の人類たる資格」に基づくことになると理解する。羯南は本稿の行論上においては，此の見地を排するのであるが，先述のように，民族や国家という衣を解いた世界・人類主義の立場を究極の理想として知悉していたことを，ここでもう一度，繰り返しておきたい。参照，拙稿「陸羯南における国民主義の制度構想（一）」『福岡大学法学論叢』第48巻第3・4号，2004年，395頁。
- (9) 参照，松永昌三『中江兆民評伝』岩波書店，1993年，241頁。中江兆民は『国会論』の中で次のように指摘している。「・・・目安を財産に取り，必ず若干町の地面を領し若干箱の公債証書を有する者にして始めて彼の応戦選挙の二権を享受せしめて乃はち政治的の貫籍に列し正真の国民と成り，財産無き者は此二権に与かることを得せしめずして乃はち政治的の無籍者と成らしめんと欲するが如きは，我れ其何の故たるをしらざるなり。」（『中江兆民全集・第10巻』岩波書店，1983年，58頁）
- (10) 松永昌三，前掲書，306頁。また，兆民の普通選挙論については次の文献も参照。米原 謙『兆民とその時代』昭和堂，1989年，178頁。さらに，兆民の同志であった植木枝盛は，短篇「今日の19世紀は青年の為の18世紀なり」の中で，「彼の立憲政体の諸国に於て猶ほ且つ財産選挙の行はるることあるは何事ぞや・・・」（『植木枝盛集・第5巻』岩波書店，1990年，266-7頁）と述べて，普通選挙制を主張している。
- (11) なお，さらに広く明治時代の普通選挙制の思想や運動については次の文献を参照されたい。富田信男「自由民権論者の普選思想」『政経論叢（明治大学政治経済研究所）』第29巻第2号，1960年。富田信男「日本普選運動史序説」『政経論叢』第29巻第4号，1960年。松尾尊兌『普通選挙制度成立史の研究』岩波書店，1989年。
- (12) 今日，選挙権の性格については，大別すると，選挙権公務説，請求権説，選挙権権利説（権利一元説），二元説の四説に分かれると言われている。参照，川崎政司「議会制民主主義と選挙・政党」浅野一郎編『選挙制度と政党』信山社，2003年，172頁。羯南の立場は二元説に属すると考えられる。
- (13) 参照，河村又介，前掲論文，24頁。

- (14) 稲田正次の衆議院議員選挙法の作成過程に関する説明によると、井上毅や伊東巳代治によって、明治20年以来、4次の草案が作成された。そして四草案共に、選挙権資格は国税10円以上となっていた。(参照、稲田正次、前掲書、1086・1102・1104頁)。しかし、伊藤博文はこの草案に手を入れて、資格条件を15円と改めた。稲田は「・・・選挙権の資格要件は最終段階で伊藤の裁断で著しく厳格となった」(同書、1106頁)と述べている。升味準之輔はその著書の中で、選挙法作成に関わった林田亀太郎の後日談として次の言葉を引用している。「種々議論もあったが慎重講究の末直接国税15円とすることになった。何故に15円としたか。議員300人に対し約45万の選挙人を得るからと云ふ外別に意味あることにあらず。伊藤公は何処までも漸進主義の人である。」(『日本政党史論・第2巻』東京大学出版会、1966年、154頁)。
- (15) 遠山茂樹は、第一回総選挙時において有権者数の人口総数に占める割合は、1.24%であったと述べている。参照、遠山茂樹『日本近代史I』岩波書店、1975年、145頁。
- (16) 羯南は同様の主旨をさらに極端な形で述べている。「若し選挙を以て一の職務と為し、而して之に適合するの能力を要望せば、財産の制限は其の効甚だ薄し。若し充分の効果を取めんと欲せば、寧ろ教育の点より制限を立つるを要す。吾輩は未だ選挙人被選挙人に智識の検定を行ふの例あるを知らざるなり。」(2-427)
- (17) 参照、松尾尊兌、前掲書、11-12頁。
- (18) 参照、大島美津子『明治国家と地域社会』岩波書店、1994年、113頁。ちなみに、明治23年発布の府県制においては府県会議員の間接選挙制が採られ、その選挙権者は市会、市参事会、郡会、郡参事会の構成員とされ、被選挙権者は直接国税10円以上を納入する者とされた。参照、同上、210頁。府県会議員の被選挙資格である10円以上の地租納税者とは、全国地租納税者の18%にすぎない。参照、同書、211頁。
- (19) 例えば、次のような論説を書いている。「官民の軋轢、府県会と地方官」(1-633~635)「府県会の紛議」(1-629~631)、「地方政権の所在」(2-98~103)、「府県会議員の撰挙及其競争」(2-286~288)などである。特に三番目の論説においては、全国の府県会議員の社会的成り立ちを考察し、府県会の実権が「実業社会即ち農工商社会の手に帰属」して来ていることを歓迎し、「吾輩は此の占権者等に向て大に望を属し、之によりて以て明年の衆議院選挙の結果をもトせんと欲するなり」と述べている(参照、2-103)。
- (20) 徳富蘇峰も選挙法の規定が、商工階級の政治世界への進出を阻むものであると批判した。(米原 謙『徳富蘇峰—日本ナショナリズムの軌跡—』中央公論新社、2003年、81頁。)'蘇峰の構想では『田舎紳士』は都市の商工業者ととも

に『中等民族』を形成するはずだった。」（米原 謙『近代日本のアイデンティティと政治』ミネルヴァ書房，2002年，165頁）また，福沢諭吉は，選挙法のこの規定が「貧富に従て権利の軽重を生ずる」ことによって，明治維新以降の士族層の政治支配を転換させ，「有智，有財，有力の中等社会」から成る議会形成を可能とし，日本社会に「文明の主義」を扶植する契機になると考えた。参照，福沢諭吉「日本国会縁起」『福沢諭吉全集・第12巻』岩波書店，1970年，42頁。

- (21) 参照，三宅一郎『投票行動（現代政治学叢書5）』東京大学出版会，1989年，12-25頁。川人貞史『選挙制度と政党システム』木鐸社，2004年，9-15頁。
- (22) 参照，川人貞史『日本の政党政治 1890-1937-議会分析及選挙の数量分析-』東京大学出版会，1992年，74頁。
- (23) 参照，河村又介「明治時代に於ける選挙法の理論及び制度の発達（一）・（二）・（三・完）」『国家学会雑誌』第56巻第11・12号，第57巻第2号，1942-3年。
- (24) 官吏の被選挙権資格の問題は，枢密院における選挙法の審議で議論となった。伊藤博文は「我国實際の便宜を謀りたる一種の便利法」であるとの趣旨の説明を行った。野村靖は全ての官吏に資格を認めるべきであると主張した。井上馨は官吏の資格を認めた上で，「議員たるを得ざるの者のみを法文に掲ぐれば足りる」と述べた。井上の見地が採用されたのである。参照，稲田正次，前掲書，1128頁。
- (25) 後述する初期議会期の羯南の選挙評において，宗教勢力の選挙干渉についての言及は見られない。末松謙澄は第一回総選挙に関する詳細な論説，「23年の総選挙」を書いているが，宗教勢力については次のような簡潔なコメントを挿入しているだけである。「・・・宗教は正面の議論に上りしを聞かずと雖も，耶蘇教の臭味を帯ひたるものは一般に人望を得ざりしに似たり。以て西教の勢力の猶微弱なるを見るに足る。・・・亦仏教は幾分の関係を有せし所ありて既に僧侶の俄に還俗し当選せしものあるを見る。」（参照，指原安三編『日本政史・第23編』（明治26年）『明治文化全集・第10巻』日本評論社，1968年，216頁）
- (26) 羯南は選挙法の財産制限選挙の規定が，地主中心の議会構成と地租軽減・地価修正と言う反国民主義的な政策要求，並びに政府・官僚制と民党の対立を生み出したと見た。末松謙澄は，第一回衆議院議員選挙の結果が，農業者の過剰代表を生み出した次第について次のように指摘している。「議員納税の総額を地租所得税に内割すれば地租三万四千四百九十二円余にして，所得税三千二百〇二円余とす，即ち三割（一割一筆者）に足らず。此差違は所得税を納むるもの少きと我衆議院は商業の代表者より農業の代表者多きことを概見するに足らん。」（指原安三編，前掲書，204-205頁）なお，昭和10年代以降，地租軽減・地価修正要求の社会的基盤である地主層に関する研究が深められた。この点に

関する整理・紹介として次の文献を参照。今西 一『近代日本成立期の民衆運動』柏書房、1991年、19-21頁、75-77頁。

- (27) 政府・官僚勢力による選挙干渉については次の文献を参照。林 茂「立憲制の防衛—第二議会の解散を繞って—」『近代日本政党史研究』みすず書房、1996年、323-331頁。林の論文は1941年に執筆された（参照、同書、588頁）。遠山茂樹、前掲書、169頁。佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』吉川弘文館、1992年、200-219頁。佐々木は「品川内相の指令に基づき実力行使を含む選挙干渉が系統的かつ組織的に行われたとする通説」（同書、203頁）に疑問を呈し、「流血の事態は中央からの系統的指示によるものではなく、極度の政治的緊張の下、知事の出自・立場・信条や地域の政況が複合的に作用した結果暴発的に発生した可能性が高い」（同書、215頁）と述べている。しかし、佐々木も官僚勢力内部に松方首相、品川内相らの「過剰な排除型超然主義」の立場が存在したことは認めている。参照、同書、212頁。
- (28) 初期議会期においては、小選挙区制（二人区の場合も完全連記制）が採られたにもかかわらず、議員構成を見ると多党制が続いた。川人貞史はその理由について、「議会政党および選挙民の中の政党がまだ発達しておらず、有権者に全国的に効率的にアピールする能力がなかった」（前掲書、98頁）と説明している。小選挙区制の場合でも、政党の選挙民に対する浸透力・組織力が不十分の場合は、多党制になり得るとするのがサルトーリの命題（参照、加藤秀次郎『日本の選挙—何を変えれば政治が変わるのか—』中央公論新社、2003年、144-150頁）であるが、初期議会期の選挙結果はそれを例証していると言える。羯南の政党の選挙干渉の指摘について、今日の政党研究の視点から一言、コメントを加える次第である。
- (29) 本稿（14）頁後段の引用文を参照されたい。私は遺憾ながら、関東自由党の決議文を入手することが出来なかった。羯南は上引きの文章を含む論説を、明治23年2月の紙上に発表している。この時期の関東自由党は大井憲太郎の率いる大同協和会のグループが主導していた。参照、升味準之輔、前掲書、105-141頁。前段の「議会と政党」の項で述べたように、大井憲太郎のグループは自由党系諸派の中でも、厳しい党規律と党議拘束を主張し、羯南はそれを「武断政党」と批判してオストロゴルスキー流の「無形政党」論を対置していた。
- (30) 羯南の同志であった志賀重昂も論説、「日本の地質と衆議院議員選挙区」の中で、「・・・完然なる政党にして組織せば、全党派全団体の輿論協賛を以て議員を選挙すべし・・・是に於てか日本帝国の議会始めて完然す。」（志賀富士男編『志賀重昂全集・第1巻』志賀重昂全集刊行会、1928年、59頁）と述べて、羯南と同様の期待を政党と選挙に対して表明している。
- (31) 参照、佐々木 毅『マキアヴェッリ（人類の知的遺産 24）』講談社、1978

年，402—404頁。

- (32) 参照，拙稿「陸羯南における国民主義の制度構想（二）」『福岡大学法学論叢』第49巻第1号，2004年，48—49頁。